

河内磐船駅北地区地区計画(地区整備計画)概要

地区の細区分		住宅地区 1	住宅地区 2	住宅地区 3
基本となる規制等	用途地域	第二種住居地域 容積率 200% 建ぺい率 60%	第二種住居地域 容積率 200% 建ぺい率 60%	第二種中高層住居専用地域 容積率 200% 建ぺい率 60%
	高度地区	第三種高度	第三種高度	第二種高度
	その他	土地区画整理促進区域、土地区画整理事業施行区域、法22条適用、 都市計画道路あり、生産緑地地区あり (詳細な内容及び他の規制状況等について別途確認してください。)		
地区整備計画により追加される建築物等に関する制限	建築物等の用途	建築できないもの (1)法別表第二(に)項第2号から第6号までに掲げるもの (2)法別表第二(ほ)項第2号に掲げるもの	建築できないもの (1)法別表第二(に)項第3号から第6号までに掲げるもの (2)法別表第二(ほ)項第2号に掲げるもの	建築できないもの (1)寄宿舍、下宿 (2)公衆浴場
	敷地面積の最低限度	110㎡		
	外壁等の位置	(1)敷地境界線から0.5m以上 (2)都市計画道路私部東線から1.5m以上 (3)専用住宅以外の建築物の場合、前面道路境界線から1.5m以上 ただし、(2)(3)については、道路面からの高さ2.5m以下の部分		
	形態、意匠	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとし、看板、広告板についても、周辺の環境を損なわないものとする。		
	かき、さくの構造	道路に面するかき、さくは生垣、ネットフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀その他これに類するものは築造できない。 ただし、次に掲げるのものは除く。 (1)高さが0.6m以下のもの (2)門 (3)門の袖で長さが2m以下のもの		
地区施設				

都市計画決定
変更

平成 8年 1月31日
平成17年 3月 7日

建築条例施行
改正条例施行
改正条例施行
改正条例施行

平成 8年 1月31日
平成17年 3月 7日
平成20年 3月28日
平成24年 6月18日

※ この表中、「法」とあるのは、建築基準法を指します。

